

業務執行に関する基本規程

公益社団法人 東京都山岳連盟

(目的)

- 第1条 この規程は、公益社団法人東京都山岳連盟定款第4条、及び同第19条第4項に基づき、円滑な業務と事業を行うため分担および組織運営の基本原則を定める。

(局部長)

- 第2条 事務局長、安全登山教室委員会委員長、プロガイド養成委員長、指導遭対部長、海外委員長、自然保護委員長、トレイルランニング委員長、SC局長、救助隊長、コンプライアンス委員長を総称して局部長と呼ぶ。
- 2 専務理事の指揮下に、局部長を置く。局部長は専務理事を補佐し、以下第3条に定める各専門部を統括し連携を図り、定款第3条に定める目的達成のために努力する。

(専門部)

- 第3条 前第2条に定める専門部は、次の第2項以下各号に定めるとおりとする。
- 2 事務局
- (1) 財務部
 - (2) 広報委員会
 - (3) 出版委員会
 - (4) 会員委員会
 - (5) おくたま登山学校委員会
- 3 安全登山教室委員会
- 4 プロガイド養成委員会
- 5 指導遭対部
- (1) 指導委員会
 - (2) 遭難対策委員会
 - (3) 気象委員会
 - (4) 深川委員会
- 6 海外委員会
- 7 自然保護委員会

- 8 トレイルランニング委員会
- 9 スポーツクライミング局
 - 競技委員会
 - スポーツクライミング普及委員会
 - 国体選手強化委員会
 - ジュニア選手強化委員会
 - 医科学委員会
 - 運営管理委員会
- 10 救助隊
- 11 コンプライアンス委員会
- 12 各専門部は、部長、局長、委員長または隊長（以下総称する場合「専門部長」という。）および専門委員または隊員（以下総称する場合「専門委員」という。）をもって構成する。
- 13 各専門部には、必要に応じ副部長、副委員長、副隊長、副局長（以下総称する場合「副部長」という。）を置くことができる。

（特別委員会）

- 第4条 会長は、必要に応じて特別委員会を設置することができる。この場合、直近の理事会でその旨を報告しなければならない。
- 2 特別委員会設置にあたっては、その目的、名称および期間を示さなければならない。

（組織図および分掌事項）

- 第5条 組織図は「別表1」に定めるとおりとする。
- 2 局部長および各専門部長、各専門部の分掌事項は「別表2」に定めるとおりとする。
 - 3 前条第1項により設置した特別委員会は組織図に記載しないものとする。

（副部長の職務）

- 第6条 副部長は、専門部長を補佐するとともに専門部長に事故ある場合、その職務を代行する。

（三役会）

- 第7条 会長の意思決定を補佐する機関として三役会を置く。
- 2 三役会は、会長、副会長、専務理事をもって構成する。

- 3 三役会は、会長が招集し、議長となる。
- 4 三役会事務局は、専務理事とする。
- 5 三役会は、必要に応じ、局部長、及び各専門部長、または専門委員を参加させることができる。

(運営委員会)

- 第8条 業務の調整機関として、運営委員会を置く。
- 2 運営委員会は、会長、副会長、専務理事、局部長、および各専門部長、専務理事直結の専門委員長、特別委員会が設置されている場合は特別委員会委員長をもって構成する。
 - 3 運営委員会は、専務理事が招集し、議長となる。専務理事が出席できない場合は会長または副会長、専務理事が任命する局部長が議長をおこなう。
 - 4 運営委員会の事務局は、事務局長とする。
 - 5 運営委員会の運営規則は、別に定める。

(統括事業会議)

- 第9条 事業の企画・調整機関として、統括事業会議を置く。
- 2 統括事業会議は、会長、副会長、専務理事、事務局長、指導遭対部長、SC局長をもって構成し、必要に応じて各専門部長、専門委員等を参加させることができる。
 - 3 統括事業会議は、副会長が招集する。
 - 4 統括事業会議の事務局は、専務理事とする。
 - 5 統括事業会議の運営規則は、別に定める。

(任命)

- 第10条 会長は、理事会の議を経て、局部長、並びに各専門部長、副部長を任命する。
- 2 会長は、各専門部長または副部長に欠員が生じた場合、その欠員を補充することができる。その場合、会長は、直近の理事会に報告し、承認を受けなければならない。
 - 3 専門委員は、各専門部長・委員長の推薦に基づき、会長が任命する。

(各専門部・委員会の運営)

- 第11条 各専門部長は、分掌事項の処理に当たり、原則として部員全員で構成する部会を開催して、必要な事項を決するものとする。

- 2 各専門部には、庶務担当、会計担当および広報担当等を置かなければならない。庶務担当、会計担当および広報担当等は、兼務をすることを妨げないが、会計担当は各専門部長が兼務をしないこと。
- 3 各専門部長は、必要に応じ、この規程の範囲内で、運営内規を定めることができ、運営内規を運営委員会にて報告すること。

(企画・報告・調整)

- 第12条 各専門部長は、運営委員会において、適時適切に各部事業計画の進行状況、実施結果、各情報等を報告し、必要な調整を図らなければならない。
- 2 各専門部長は、統括事業会議において、適時適切に各部事業推進のための企画立案・提言を行い、他の専門部との調整・協力体制を堅持し、本連盟の目的の達成に資するものとする。

(事業計画および予算)

- 第13条 局部長は、毎年1月末までに、分掌する各専門部の年間事業計画案および予算案を専務理事に提出しなければならない。
- 2 専務理事は、前項の事業計画案および予算案を運営委員会に諮り、理事会に上程する事業計画案および予算案を会長に提出しなければならない。
 - 3 会長は、理事会の議を経て、事業計画案および予算案を総会に諮り、その議決を受けるとともに内閣府に届けなければならない。

(事業報告および決算)

- 第14条 局部長は、毎年4月末までに分掌する各専門部の前年度の年間事業報告書を専務理事に提出しなければならない。
- 2 専務理事は、年度事業報告案および決算案を運営委員会に諮り、会長に提出しなければならない。
 - 3 会長は、理事会の議を経て事業報告および決算を総会に諮り、その議決を受けるとともに内閣府に届けなければならない。

(情報管理)

- 第15条 会長、副会長、専務理事、局部長、各専門部長、各特別委員会委員長が対外的に発する文書は、必ずその写しを事務局に保管しなければならない。

(改正)

第16条 この規程の改訂は、理事会の議を経て、会長が決する。

付則 この規程初版は、公益社団法人認可の日から施行する。

平成27年6月27日実施の第4回理事会において、第3条第2項第3号で企画室を設置、また、同第6号で耐久レース委員会をトレイルランニング委員会、競技委員会をスポーツライミング局にそれぞれ変更した。

平成31年3月5日 スポーツライミング局内委員会の改廃を反映（技術委員会の廃止、競技委員会とスポーツライミング普及委員会の新設）、コンプライアンス委員会の新設、事務局内の組織改編を反映

スポーツライミング局内委員会の改廃は、平成31年3月5日の理事会承認後に施行

事務局内の組織改編は、平成31年3月5日の理事会承認後4月1日から施行

平成31年4月6日 平成31年度第1回理事会にて承認された新設委員会「プロガイド委員会」「深川委員会」を追加。深川委員会は指導遭対部内に追加

令和2年5月12日 組織改正に伴う改訂